

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【公開番号】特開2017-10758(P2017-10758A)

【公開日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-002

【出願番号】特願2015-124766(P2015-124766)

【国際特許分類】

H 01 R 13/42 (2006.01)

H 01 R 31/08 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/42 F

H 01 R 31/08 Q

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月14日(2017.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

前記端子収容室41は、前記複数の電線側端子20がそれぞれ当該電線側端子20の軸方向に沿って挿入されるのを受け入れる形状を有する。具体的に、前記複数の端子収容室41は、縦横に並ぶように、すなわち上下複数段にわたって左右方向に並ぶように、形成され、各端子収容室41は前記軸方向の一方の側(図1及び図2では右側)に開口する端子挿入口41aを有する。前記各電線側端子20は、前記電気接触部24を先頭にして前記端子挿入口41aから対応する前記端子収容室41内に挿入されることが可能である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

前記複数のランス42は、それぞれ、前記各端子収容室41に挿入される電線側端子20を係止(一次係止)する端子係止部を構成する。当該ランス42は、いわゆる片持ち梁状をなす。具体的に、当該ランス42は、図1及び図8に示されるように、前記端子収容室41を画定する壁の一部とつながる基部と、その反対側の端部である先端部と、を有し、当該背先端部が前記電線側端子20の軸方向と直交する方向(図1では下方向)に撓み変位するよう、ランス42が弾性変形することが可能である。当該ランス42は、前記先端部が前記電線側端子20から退避する向き(図1では上向き)に撓み変位することにより、前記端子収容室41内に前記電線側端子20が挿入されるのを許容する一方、前記電線側端子20が当該端子収容室41内に完全に挿入された状態で一部弾性復帰することにより、当該電線側端子20を前記端子収容室41内に係止(一次係止)する。具体的には、当該ランス42の前記先端部がその挿入された電線側端子20の適当な部位(図4及び図5の例では電気接触部24の中間部位)と係合して当該電線側端子20の離脱を阻止する。